

祕

陸密第六八二號

昭和廿年參月拾七日 (甲)

昭和二十年度幹部候補生ノ採用、取扱等ニ關スル追加ノ件達

陸軍大臣杉山元

長

昭和二十年二月二十六日

陸軍大臣杉山元

所務係

長

採用區分

採用範囲

採用期日

第一  
次  
自昭和二十年一月一日  
至同四月三十日間ノ入營又ハ應召者（含航空部隊）昭和二十年七月十日

第二  
次  
自昭和二十年五月一日  
至同九月三十日右 同（含航空部隊）昭和二十年十二月十日

備考  
一 南方軍、第八方面軍、第十方面軍、第三十一軍、小笠原兵團、支那派遣軍ニ在リテハ各採用區分  
二 每ニ本採用期日迄ノ間ニ於テ當該最高指揮官ノ下ル所ニ據リ適宜ノ時期ニ採用スルコトヲ得シ  
タル場合ニ於テハ速カニ陸軍大臣ニ報告スルモノトス  
タル場合ニ於テハ速カニ陸軍大臣ニ報告スルモノトス

二 採用人員

1 第三次以降ニ於ケル採用人員ハ昭和十九年陸密第四八九〇號第三號ニ依ルモノトシ之ヲ甲、乙種區分ニ付テ

陸軍

陸軍

ハ別ニ定ム

2 第一、第二次採用者ノ甲、乙種區分

- (1) 兵科幹部候補生採用人員ノ概ネ五〇%ヲ甲種ニ、爾餘ヲ乙種ニ區分スルモノトス
- (2) 各部幹部候補生ハ左ノ如ク甲、乙種ニ區分スルモノトス

(1) 技術部

甲、乙種區分ハ集合教育ノ爲分遣(轉屬)後陸軍兵器行政本部長及陸軍航空總監之ヲ決定スルモノトシ之カ  
比率ハ別ニ定ム

(2) 經理部

當該部幹部候補生採用數中軍醫ハ豫備役將校タルニ適スト認ムル者ハ全員甲種、藥剤、齒科ハ概不九〇%

(3) 衛生部

當該部幹部候補生採用數中軍醫ハ豫備役將校タルニ適スト認ムル者ハ全員甲種、衣糧ヲ成ルヘク多ク含マシムル如クス)爾餘ヲ乙種  
ヲ甲種、爾餘ヲ乙種

(4) 兽醫部

當該部幹部候補生採用數中豫備役將校タルニ適スト認ムル者ハ全員甲種

(5) 法務部

當該部幹部候補生採用數中豫備役將校タルニ適スト認ムル者ハ全員甲種

三 第一、第二次採用幹部候補生ニ對スル甲、乙種區分期日及階級附與期日並修業期間滿了期日附表第一ノ如シ

四 集合教育開始時期、同期間、同場所

八兵科(種)、部別ニ依リ異ルモ概不七月ヲ標準トス

集合教育場所ハ各軍管區(軍)教育隊、幹部候補生隊、下士官候補者隊、實施學校、陸軍兵器(經理、軍醫、獸醫)學校、陸軍法務訓練所等外別ニ定ムル所ニ依ル

細部ニ關シテハ追而定ム

五 採用決定人員等ノ報告

師團長(之ニ準スルモノヲ含ム)ハ昭和十九年陸審第四八九〇號ニ拘ラス採用決定人員(各兵種、部別ニ區分ス)ヲ

左記ニ依リ陸軍大臣宛報告スルモノトス

次	別	報	告	事	項	報	告	到	着	日	時
第一 次		甲種幹部候補生採用決定數				四	月	十	五	日	
第二 次		(幹部候補生採用決定數 (甲種幹部候補生採用豫定數ヲ括弧書ニテ附記ス))				五	月	三	十	一	日
第三 次		甲種幹部候補生採用決定數				九	月	三	十	一	日
第四 次	右 同	(幹部候補生採用決定數 (甲種幹部候補生採用豫定數ヲ括弧書ニテ附記ス))				十二	月	三	十一	日	
備		技術部ニ在リテハ甲、乙種ニ區分セサルモノヲ報告スルモノトス									

二  
陸  
軍

第一、第二次採用幹部候補生ニ對スル甲、乙種區分、  
階級附與及修業期間満了期日

年	月	日	階級			區	分
			第	一	次		
昭和十九年	十二月二十五日	採用シ上等兵ノ階級ヲ與フ					
	二月二十五日	兵長ノ階級ニ進ム					
	三月二十日	甲、乙種ニ區分ス(技術部) 〔除ク〕					
	四月一日						
	五月一日	甲 伍長ノ階級ニ進ム	乙			採用シ上等兵ノ階級ヲ與フ	
	五月二十日						
	六月一日						
	八月一日	軍曹ノ階級ニ進ム	伍長ノ階級ニ進ム	甲 軍曹ノ階級ニ進ム	乙 伍長ノ階級ニ進ム	兵長ノ階級ニ進ム	
	十月一日	技術部甲、乙種ニ區分シ甲種ハ伍長ノ階級ニ進ム 〔除ク〕	技術部伍長ノ階級ニ進ム	軍曹ノ階級ニ進ム 〔除ク〕	伍長ノ階級ニ進ム 〔除ク〕	軍曹ノ階級ニ進ム 〔除ク〕	
	四月一日	技術部軍曹ノ階級ニ進ム	技術部伍長ノ階級ニ進ム	軍曹ノ階級ニ進ム 〔除ク〕	伍長ノ階級ニ進ム 〔除ク〕	技術部軍曹ノ階級ニ進ム 〔除ク〕	
	四月三十日						
	六月一日						
	六月三十日	修業期間満了				修業期間満了	
	七月三十一日	修業期間満了				修業期間満了	

考

備

- 一 階級ヲ進ムル期日ニシテ集合教育ノ爲入校(入隊)期日ト同一ナル場合ニ於テハ集合教育擔任部隊長ノ命令
- 二 依リ階級ヲ進ムルモノトス
- 三 甲種幹部候補生ヲ曹長ノ階級ニ進メ見習士官ヲ命ズルハ集合教育終了ノ日ニ於テ教育擔任部隊長之ヲ行フモノトス
- 四 已ムヲ得ザル場合ハ所管長官ニ於テ本表ニ掲クル階級ヲ進ムル期日ヲ若干變更スルコトヲ得